

# 家庭の資源とごみの分け方・出し方

保存版

大和市イベントキャラクター  
ヤマトン

もくじ

スマートフォンをお持ちの方は

## スマートフォン用 大和市ごみカレンダーアプリ が便利です！

- きょうは燃やせるごみの日？資源回収日？  
自宅の住所を設定すると、自分の地区の収集曜日が一目でわかります。品目ごとにアラート（通知機能）を設定すれば、出し忘れを防げます。
- これって何ごみ？どうやって出すの？  
分け方・出し方をわかりやすく紹介しています。
- 指定ごみ袋や粗大ごみ証紙の取扱店検索  
地図情報と連動して取扱店の場所がわかります。
- 引っ越したばかりで資源を出す場所がわからない  
地図情報と連動してリサイクルステーションや拠点回収場所がわかります。



iOS 端末用



Android 端末用

粗大ごみの申し込み、燃やせるごみ・燃やせないごみ  
(可燃ごみ) (不燃ごみ)

**☎046-269-1511**

(資源循環推進課 収集係)

資源回収、リサイクルステーション

**☎046-269-7343**

(資源循環推進課 資源リサイクル推進係)

ごみの直接持ち込み

**☎046-269-1522**

(施設課 操作係)

ごみ収集・資源回収の区域・曜日

1・2

ごみの分け方・出し方

家庭系有料指定ごみ袋について

3

ごみの出し方

4

燃やせる(可燃)ごみ

5

燃やせない(不燃)ごみ

6

指定品目

7

有料指定ごみ袋を巻き付ける又貼り付けて出せるもの

粗大ごみ

8

粗大、大型粗大、ふれあい収集、粗大ごみなどのリユース

資源の分け方・出し方

リサイクルステーションについて

9

資源回収品目について

10~15

A資源、B資源、  
容器包装プラ(その他プラスチック製容器包装)  
使用済小型家電のリサイクル

資源のゆくえ

16

資源の選別所への持ち込み、拠点回収について

17

ごみ・資源に関する各種事業、制度等について

- 生ごみ処理容器等補助制度
- 資源とごみの持ち去りについて
- 動物(犬・猫等)の死体処理について

18

環境管理センターへのごみの持ち込みについて

19

事業系ごみの処理

20

市では収集・処分できないもの

21・22

ごみの分別品目一覧表

23~36

家庭系・事業系有料指定ごみ袋、粗大ごみ証紙取扱店一覧表

37~40

※お電話でのお問い合わせについては、内容確認のために録音することがあります。  
※この冊子は広告主の協賛により制作していますが、市が広告主を推奨するものではありません。  
※この冊子は2025年4月1日時点の内容で制作していますので、内容が変わる可能性があります。

再生紙を使用しています。



# ごみ収集・資源回収の区域・曜日

|         |            |
|---------|------------|
| 燃やせるごみ  | 毎週水・土曜日    |
| 燃やせないごみ | 毎月2・4回目金曜日 |
| A資源     | 毎月1・3回目木曜日 |
| B資源     | 毎月2・4回目木曜日 |
| 容器包装プラ  | 毎週火曜日      |

|         |            |
|---------|------------|
| 燃やせるごみ  | 毎週水・土曜日    |
| 燃やせないごみ | 毎月1・3回目金曜日 |
| A資源     | 毎月2・4回目木曜日 |
| B資源     | 毎月1・3回目木曜日 |
| 容器包装プラ  | 毎週火曜日      |

|         |            |
|---------|------------|
| 燃やせるごみ  | 毎週火・金曜日    |
| 燃やせないごみ | 毎月2・4回目木曜日 |
| A資源     | 毎月1・3回日月曜日 |
| B資源     | 毎月2・4回日月曜日 |
| 容器包装プラ  | 毎週水曜日      |

|         |            |
|---------|------------|
| 燃やせるごみ  | 毎週火・金曜日    |
| 燃やせないごみ | 毎月1・3回目木曜日 |
| A資源     | 毎月2・4回日月曜日 |
| B資源     | 毎月1・3回日月曜日 |
| 容器包装プラ  | 毎週水曜日      |

|         |            |
|---------|------------|
| 燃やせるごみ  | 毎週火・金曜日    |
| 燃やせないごみ | 毎月2・4回日月曜日 |
| A資源     | 毎月1・3回目水曜日 |
| B資源     | 毎月2・4回目水曜日 |
| 容器包装プラ  | 毎週木曜日      |

|         |            |
|---------|------------|
| 燃やせるごみ  | 毎週火・金曜日    |
| 燃やせないごみ | 毎月1・3回日月曜日 |
| A資源     | 毎月2・4回目水曜日 |
| B資源     | 毎月1・3回目水曜日 |
| 容器包装プラ  | 毎週木曜日      |

|         |            |
|---------|------------|
| 燃やせるごみ  | 毎週月・木曜日    |
| 燃やせないごみ | 毎月2・4回目水曜日 |
| A資源     | 毎月1・3回目火曜日 |
| B資源     | 毎月2・4回目火曜日 |
| 容器包装プラ  | 毎週金曜日      |

|         |            |
|---------|------------|
| 燃やせるごみ  | 毎週月・木曜日    |
| 燃やせないごみ | 毎月1・3回目水曜日 |
| A資源     | 毎月2・4回目火曜日 |
| B資源     | 毎月1・3回目火曜日 |
| 容器包装プラ  | 毎週金曜日      |

|         |            |
|---------|------------|
| 燃やせるごみ  | 毎週月・木曜日    |
| 燃やせないごみ | 毎月2・4回目火曜日 |
| A資源     | 毎月1・3回目金曜日 |
| B資源     | 毎月2・4回目金曜日 |
| 容器包装プラ  | 毎週土曜日      |

|         |            |
|---------|------------|
| 燃やせるごみ  | 毎週月・木曜日    |
| 燃やせないごみ | 毎月1・3回目火曜日 |
| A資源     | 毎月2・4回目金曜日 |
| B資源     | 毎月1・3回目金曜日 |
| 容器包装プラ  | 毎週土曜日      |



※区域・曜日の詳細は大和市のホームページ又は資源循環推進課収集係(046-269-1511)、資源リサイクル推進係(046-269-7343)へお問い合わせください。

以下は広告スペースです

広告

## 外壁塗装・防水 水廻りリフォーム



株式会社ウスイ建装

ショールーム：神奈川県大和市下鶴間 2791-15



0120-630-831



| 自治会名                                                                                                                                                                               | 住居表示                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 鶴間新町、中央林間南、中央林間西、新緑野、中央林間新生、中央林間北、中央林間内山、ドレッセ中央林間                                                                                                                                | 南林間8丁目(19番10号の一部・11・12・18号)、下鶴間(1400～1449、1637～1699、1742の一部、1766、4300～4373、4455～4473)、中央林間1・3・4・5・6・8・9丁目、中央林間7丁目(4～9番)、中央林間西1・2・3・4・5・6・7丁目                                                                                                                                                                                                 |
| 2 公所、山谷、市営つきみ野住宅、つきみ野、つきみ野スカイハイツ                                                                                                                                                   | つきみ野1・2・3・4・5・6・7・8丁目、下鶴間(1～999、2054、2055、2075～2091、2100、2129-1、2129-3、2132、2133、2135、2140～2231、2232の一部、2235、2236の一部、2326、5051～)                                                                                                                                                                                                             |
| 3 鶴西、コーポ下鶴間、西鶴間第二、南林間北、南林間西南、南林間西北                                                                                                                                                 | 南林間2・3・4・5・6・7・9丁目、南林間8丁目(1～18番、19番1～9号・10号の一部・19～22号、20～23番)、西鶴間2丁目、西鶴間6丁目(1～20番、21番1・2・6～10号、22番37～49号、28番12～26号、29～32番)、西鶴間7丁目(5～13番)                                                                                                                                                                                                     |
| 4 コトーつきみ野、坂上、さつき、山王原上、宿、中央林間東、南林間東南、南林間東北、南林間南                                                                                                                                     | 南林間1丁目、西鶴間1丁目(5～11番、23～25番)、林間1・2丁目、中央林間2丁目、中央林間7丁目(1～3番)、下鶴間(1732～1741、1742の一部、1773～1999、2000～2047、2092、2093、2117～2128、2129-2、2130、2131、2134、2136～2139、2232の一部、2233、2234、2236の一部、2237～2325、2327～2444、2516～2540、2556、2572、2591～2706、2710の一部、2711～2725、2729、2741の一部、2745、2747、2872、2874～2932、2968～2980、2981の一部、2994～2998、3000～3015、3017、3018) |
| 5 東原北、銀杏会、慰霊塔公園、上草柳北、上草柳西、上草柳睦会、子安、相模大塚北、桜森、鶴間住宅、西鶴間小田急、西鶴間南、文化、文化西、南鶴間、むさしの会、柳会                                                                                                   | 西鶴間3・4・5・8丁目、西鶴間6丁目(21番4・5号、22番1～30号、23～27番、28番1～10・27・28号)、西鶴間7丁目(1～4番、14～17番)、上草柳5・6・7・8・9丁目、桜森1・2・3丁目、上草柳(899、903～905、934、935、955を除いた全域)、下草柳(552、872～882、1161、1504～1515、1546～1608)                                                                                                                                                        |
| 6 一之関、山王原、島津、ダイアパレス鶴間、鶴間、鶴間台、鶴間二丁目、長堀、西鶴間第一、モア・ステージ大和、大和原、ライオンズマンション大和、オハナ鶴間                                                                                                       | 西鶴間1丁目(1～4番、12～22番)、鶴間1・2丁目、下鶴間1・2丁目、深見東1丁目(4番1～18・26・29～31号、5番、6番)、深見東2・3丁目、深見西2丁目(6番11～26号)、深見西4丁目(2番、3番、6番17～33号、7～10番)、深見西5・6・7・8丁目、深見(1～1753、1900～1999、2020～2025)、下鶴間(2500、2514、2541～2554、2557～2570、2576、2709、2710の一部、2727、2740、2741の一部、2742、2743、2749～2870、2873、2934～2967、2981の一部、2982～2993、3016、3023～3070)                            |
| 7 青葉、東原南、江ノ電、上草柳東、コスモ大和、さくら、草柳、大東、大和会、中央二・三丁目、中央四丁目、中央五丁目、中央六丁目、ハイム桜ヶ丘、富士見、モア・ステージ桜ヶ丘、柳橋、若葉会                                                                                       | 上草柳1・2・3・4丁目、中央2・3・4・5・6丁目、柳橋1丁目(16番2・3号)、柳橋2・4丁目、柳橋3丁目(30番28号を除いた全域)、柳橋5丁目(1番、5～19番)、草柳1・2・3丁目、福田7丁目(32番、33番)、上草柳(899、903～905、934、935、955)、下草柳(551、810～868、1097～1156、1170～1186、1536、1540)                                                                                                                                                   |
| 8 入村、梅ヶ丘、大塚戸団地、要石、菊和親和、サングレイス大和、深友会、深和、中央一丁目、中央七丁目、光丘、ふかみ会、深見境橋、深見台深交会、深見中原、坊の窪、三ツ和、宮下、柳橋一丁目、大和東一丁目、大和東二丁目、大和東三丁目、大和東伸和、大和南第一、大和南第二、大和南第三、大和南第四、大和南第五、大和南第六、ロイヤルプラザ大和、メイツ大和クロスグランデ | 深見西1・3丁目、深見西2丁目(1～5番、6番1～10・28～39号、7番)、深見西4丁目(1番、4番、5番、6番3～15号)、深見東1丁目(1～3番、4番19～23・27号)、深見台1・2・3・4丁目、大和東1・2・3丁目、大和南1・2丁目、中央1・7丁目、柳橋1丁目(16番2・3号を除いた全域)、深見(1754～1828、2000～2019、2026～)                                                                                                                                                         |
| 9 海上自衛隊大和宿舎、上福田、桜川、下福田南部第一、下福田南部第二、下福田南部第三、下福田南部第四、下福田北部、新道下、生協福田、千本桜、代官庭、中福田、富士見ヶ丘、札の辻、松ヶ丘、緑ヶ丘、南庭、山下                                                                              | 柳橋3丁目(30番28号)、柳橋5丁目(2～4番)、渋谷2丁目(3番、10～28番)、渋谷3・4丁目、渋谷5丁目(1番1～7号、2～7番、36番、40番、41番)、渋谷8丁目(20～22番)、福田1・2・3・5・6・8丁目、福田4丁目(14番6～14号、15番5～12・16～20号、21番8～11号、22番、23番)、福田7丁目(1～31番、34～39番)、福田(1～1681、1698～1947、2163～2202、3265～4112、4417、6000～6117、7000～)、代官1・2・3・4丁目                                                                                |
| 10 旭ヶ丘、上ノ町、上和田、上和田団地、久田、県営いちょう下和田団地第一、第二、第三、第四、第五、高等町第一、第二、第三、第四、桜ヶ丘、桜ヶ丘親和会、下和田、善光明、相鉄上和田第一、相鉄上和田第三、相鉄上和田第四、相鉄コープ、宮久保、谷戸頭、百合ヶ丘                                                     | 上和田、下和田、渋谷1・6・7丁目、渋谷2丁目(1・2番、4～9番)、渋谷5丁目(1番26～29号、8～35番、37～39番)、渋谷8丁目(1～19番)、福田4丁目(1～13番、14番1～5・15～21号、15番1～4・13～15・22～24号、16～20番、21番1・2・4・14号)、福田(1682～1695、2339、2341、2342、2363、2367、2369～2617、5506～5696)                                                                                                                                   |

※詳しくは、インターネットにて「大和市 ごみ 収集日」で検索し御確認ください。

大和市 ごみ 収集日

検索

# 家庭系ごみの有料指定ごみ袋について

問い合わせ先：  
資源循環推進課収集係(046-269-1511)  
または資源リサイクル推進係(046-269-7343)

- 「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」は、剪定枝・乾電池等、一部の例外品を除き市の有料指定ごみ袋で出してください。
- 他の袋で出されている場合は収集しませんので、ご注意ください。
- 「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」は同じ袋を使用します。

価格一覧 ※1組各10枚入り

| 袋の種類  | 価格   |
|-------|------|
| 5ℓ 袋  | 80円  |
| 10ℓ 袋 | 160円 |
| 20ℓ 袋 | 320円 |
| 30ℓ 袋 | 480円 |
| 40ℓ 袋 | 640円 |



## 有料指定ごみ袋の購入方法

有料指定ごみ袋取扱店（P.37～）でご購入ください。  
取扱店にはこのステッカーが表示されています。



## 地域の清掃ボランティア

地域の清掃ボランティア用のごみ袋として、自治会等には1回100枚、一般家庭には1回50枚まで専用のごみ袋を配布します。枯葉・雑草はできるだけ透明・半透明の袋を利用してください。必要な方は、市役所の環境・公害対策課(☎046-260-5498)、または環境管理センター資源循環推進課資源リサイクル推進係(☎046-269-7343)にお越しください。

## 減免等

火災、天災等の場合には減免制度があります。環境管理センター施設課(☎046-269-1522)まで必要の都度ご相談ください。

## 有料指定ごみ袋の使い方



## カラス・猫 被害対策

- 生ごみを減らし、水分をよく切り、ごみ袋の口をしっかりと結んでください。
- 生ごみが外から見えなように新聞紙などで包んで、有料指定ごみ袋へ入れてください。
- 更にネットやコンテナ等を被せていただくと被害が少なくなります。



※ネット等を被せる場合は、外から有料指定ごみ袋が確認できるものを使用してください。



※カゴ、バケツ等を使用の場合は取っ手を外してください。

# ごみの出し方

問い合わせ先：  
資源循環推進課収集係  
(046-269-1511)

- 必ず「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」に分けて**指定の収集日に出して**ください。
- 「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」は、戸別収集（建物ごとの収集）です。
- 収集は収集日に1度です。ごみ出し時間の**原則は午前8時まで**ですが、収集時間に合わせ  
てごみを出す場合は、収集に間に合うよう早めに出してください。  
（収集区域と収集日は、P.1・2をご覧ください。）
- 収集困難な地域は、個別に調整させていただく場合があります。

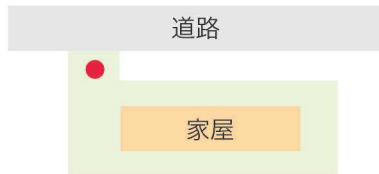
## 一戸建てのごみの出し方（道路に面した自宅敷地内の収集しやすい場所に出してください）

ごみの出し方

### ごみを出す例①



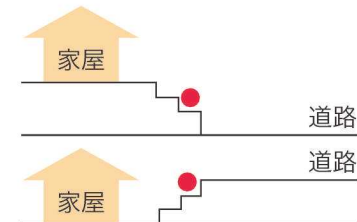
### ごみを出す例②



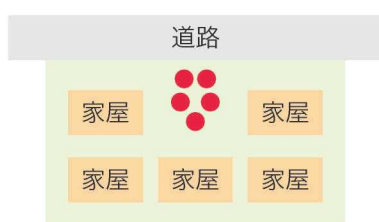
### ごみを出す例③



### ごみを出す例④



### ごみを出す例⑤



## 集合住宅のごみの出し方（集合住宅ごとに決められたごみ置場へ出してください）

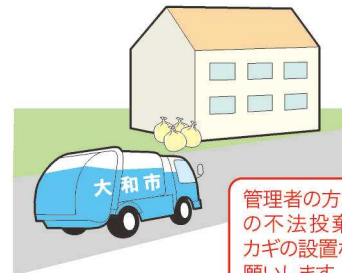
専用のごみ置場がない場合

### ごみを出す例⑥



専用のごみ置場がある場合

### ごみを出す例⑦



管理者の方は、集合住宅への不法投棄を防ぐため、カギの設置などの対策をお願いします。

- マンション、アパートのごみ置場の場所については、管理組合または管理者にお問い合わせください。
- カギを設置する時は、事前に**資源循環推進課収集係(☎046-269-1511)**へご相談ください。
- マンション、アパートのごみ置場の移動等については、**資源循環推進課収集係(☎046-269-1511)**までご相談ください。

## 不法投棄とルール違反

※不法投棄は犯罪です

※不法投棄した者は、5年以下の懲役若しくは、1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金、又はこれらが併科されます。

**敷地内への不法投棄とルール違反については、所有者・管理者責任となり、処理・処分はそれぞれで行っていただくこととなります。**

ご相談窓口

- 住宅等への処理困難物の不法投棄、山林、空き地等への不法投棄の相談…**環境・公害対策課(☎046-260-5498)**
- 市道への不法投棄物の通報……………**道路管理課(☎046-260-5404)**
- 集合住宅への不法投棄禁止看板の作成相談・ごみ出しのルールの確認……………**資源循環推進課収集係(☎046-269-1511)**
- リサイクルステーションへの不法投棄の相談……………**資源循環推進課資源リサイクル推進係(☎046-269-7343)**

# 燃やせる(可燃)ごみ

週2回

問い合わせ先:  
資源循環推進課収集係  
(046-269-1511)

- 収集当日の朝、有料指定ごみ袋に入れ、袋の口を結んで戸建住宅は道路に面した敷地内、集合住宅は決められた場所に出してください。(祝日も収集します)
- ごみ出し時間の**原則は午前8時まで**ですが、収集時間に合わせてごみを出す場合は、収集に間に合うよう早めに出してください。

※P.7の指定品目以外で40ℓの有料指定ごみ袋に入らないものは、粗大ごみです。  
(切ったり割ったり砕いたりして有料袋に入り、口を結ぶことができれば有料袋で出せます。)

## 代表的なもの

生ごみ、野菜くず  
野菜(たけのこやとうもろこし等)の皮



※水気をよく切る  
⚠ 枯葉・雑草では出さない

革製品  
(靴、ブーツ、バッグ等)



ゴム  
ビニール  
製品



カセット・ビデオテープ、  
CD、MD、DVD、レコード



乾燥剤、保冷剤  
使い捨てカイロ



ぬれた布、  
汚れたままの  
布・衣類



⚠ きれいに干して乾かし  
資源に無料で  
出せます

ぬいぐるみ、  
座布団  
綿入りの衣類



⚠ 資源に出せる  
布類はP.10

食用油



※布や紙に染み込ませるか凝固剤で固める  
※ごみ減量と資源循環のためできる  
だけ資源としてお出ください。

⚠ 資源に無料で  
出せます。  
出し方はP.17

写真、ティッシュなど  
資源にならない紙類



⚠ 資源になる紙類は  
P.10・11

プラスチック製品  
(容器包装プラを除く)



⚠ 容器包装プラに  
ついてはP.13

切り花、果物、門松、  
庭木の実、  
栽培していた草花



⚠ 枯葉・雑草では出さない

木くず、木製品  
(長さ50cm太さ  
10cm以下)



※建設廃材は産業廃棄物(P.22)

⚠ 剪定枝では出さない

⚠ 資源にならない紙類

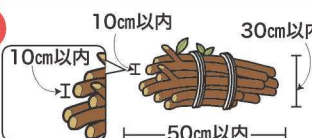
油紙、防水加工紙、和紙、  
金紙、銀紙、弁当用カップ、  
感圧紙、複合素材の紙、粘  
着物のついた紙、匂いのつ  
いた紙、シュレッダーで裁  
断した紙、アイロンプリント  
紙、汚れた紙など

⚠ プラスチックを含む製品

金属などとの複合製品でプラ  
スチック部分が多いもの(ボ  
ールペン等)は燃やせるごみ。  
なお、プラスチックより金属部  
分が多いもの(ホチキス本体  
等)は燃やせないごみとなり  
ます。

## 例外 紙おむつ、剪定枝、枯葉・雑草の出し方

⚠ 品目ごとに出してください

| 品目                                                                                                                  | 出し方                                                                                                                                                | 注意点                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>紙おむつ</b><br><b>尿とりパッド</b><br> | 一般家庭で<br>人が使ったも<br>のが対象(ペ<br>ット用は不可)<br>●排泄物は取り除いて、透明・半透明<br>の45ℓまでの袋(レジ袋可)に入れる。<br>(出し方の相談は資源循環推進課収<br>集係(☎046-269-1511)まで)                       | ●外から見ておむつ、尿とりパッドだと<br>わかるように出す。<br>●おむつ、尿とりパッド以外のものは混<br>ぜない。                               |
| <b>剪定枝</b><br>                   | ●ひとつの建物(住宅)に対して3束まで<br>●指定の太さ、長さ以内にして、ひもで<br>しばる。<br>(1本の太さが10cm以内で1束の長<br>さ50cm直径30cm以内)                                                          | ●板、材木、木製品は混ぜない<br>●専門業者に剪定してもらった枝につ<br>いてはその業者に処分を依頼する。<br>※市では収集できません。                     |
| <b>枯葉・雑草</b><br>                 | <b>【雑草】</b><br>栽培する植物以<br>外の草。または、<br>人の意図に反し<br>て繁殖する植物。<br>●ひとつの建物(住宅)に対して3袋まで<br>※4袋目からは黄色の有料ごみ袋で出す。<br>●土を落としてから、透明・半透明の<br>45ℓまでの袋(レジ袋可)に入れる。 | ●野菜の皮、切り花、果物、自分で栽培<br>していた草花は混ぜない<br>●専門業者に処理してもらった草花に<br>ついてはその業者に処分を依頼する。<br>※市では収集できません。 |

# 燃やせない(不燃)ごみ

月2回

隔週

問い合わせ先:  
資源循環推進課収集係  
(046-269-1511)

- 収集当日の朝、有料指定ごみ袋に入れ、袋の口を結んで戸建住宅は道路に面した敷地内、集合住宅は決められた場所に出してください。(祝日も収集します)
- ごみ出し時間の**原則は午前8時まで**ですが、収集時間に合わせごみを出す場合は、収集に間に合うよう早めに出してください。
- 燃やせるごみと燃やせないごみの収集時間は異なります。**

※P.7の指定品目以外で40ℓの有料指定ごみ袋に入らないものは、粗大ごみです。  
(切ったり割ったり砕いたりして有料袋に入り、口を結ぶことができれば有料袋で出せます。)

## 代表的なもの

### ガラス・陶器類

食器、クリスタルガラス、陶器、乳白色のびん、汚れたびんなど



中身の入っているものは収集できません! (缶詰等)

### 火災事故発生中!!

カセットボンベやスプレー缶を出すときは必ず中身を使い切ってください

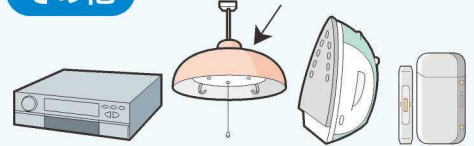
### 金属類

小さな金属片、缶詰のふたなど(鍋、フライパン、やかんなどは資源回収品目)



### その他

蛍光灯は取りはずす



電気製品など(使用済小型家電はP.15参照)  
(乾電池・充電式電池・リチウムイオン電池は可能な範囲で取りはずす)

紙に包んでから有料指定ごみ袋に入れて出すもの  
(中身がわかるように品目を表に書く)

### 包丁・はさみなど



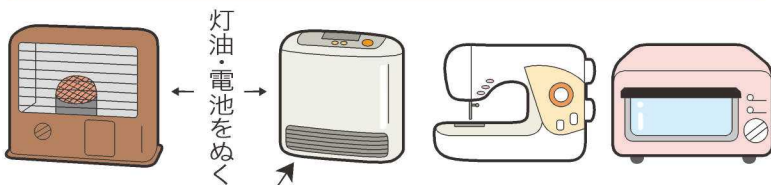
### 鏡、割れたガラスなど



燃やせない(不燃)ごみ

## 有料指定ごみ袋に入れば、燃やせないごみとして出せるもの

### ストーブ・ファンヒーター・ミシン・オーブントースターなど



灯油・電池をぬく

※排ガスを煙突などで外部に逃がすタイプを除く

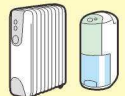
■テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、パソコン、オートバイは法律により市では収集できません。

※詳しくは、P.21・22をご覧ください。

■処理困難物は、専門の処理業者でなければ処理できません。

(土石類、ボウリングの玉、耐火金庫、タイヤ、ガスボンベなど)  
※詳しくは、P.22をご覧ください。

■オイルヒーター・除湿機・冷風機は、大きさにかわりなく「粗大ごみ」として収集を申し込んでください。



## 例外 有害物が含まれるものの出し方

■品目ごとに透明・半透明の袋(レジ袋可)に入れて出す。

### 使い捨てライター



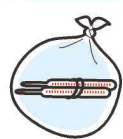
使い切る

### 蛍光灯



※蛍光灯は購入時のケースに入れて出すことも可。

### 水銀体温計・水銀血圧計



### 電球・LED電球



例外品だけを出す場合は、わかりやすいように出してください。



## ボタン電池、充電式電池、乾電池の廃棄について ※燃やせないごみの日に回収します

- 短絡(ショート)によるごみ処理施設やごみ収集車の火災事故を防ぐため、**絶縁処理(通電部分にテープを貼って被覆する)**を行ってから、透明・半透明の袋でお出ください。
- セロハンテープ等の透明のテープで絶縁する場合は、袋に「絶縁済み」と直接記載するか「絶縁済み」の紙等を貼ってお出ください。



処置

ビニルテープで端子部を被覆してください



両極端子部の被覆

### 絶縁処理

通電部分にテープを貼って被覆する

透明・半透明の袋(レジ袋可)



※他の形状の電池に関する絶縁方法(事例)については、P.41をご覧ください。

# 指定品目

燃やせるごみ  
燃やせないごみ

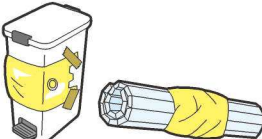
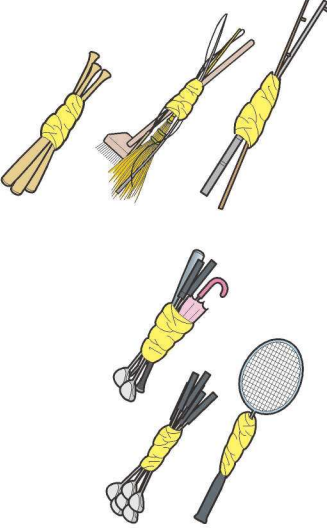
問い合わせ先：  
資源循環推進課収集係  
(046-269-1511)

指定品目とは…有料指定ごみ袋に入らないものや飛び出してしまうものでも、下記の方法で出せるもの

※下記以外の品目は、指定品目に形が似ていても対象外です。

※何ℓの有料指定ごみ袋を使用しているかが一目でわかるように出してください。

※下記表中の品目でも、折り曲げたり分解したりして有料指定ごみ袋に入る大きさのものは他のごみと一緒にに入れて出せます。  
その際に燃やせるごみ、燃やせないごみの分別を必ずしてください。

| 品 目                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 出し方          |                           | 注意点                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|---------------------------|----------------------------------------|
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 収集日          | 方法                        |                                        |
| ごみ箱(プラスチック製で投入口が1口のもの)<br>バケツ(プラスチック製)<br>風呂のふた(プラスチック製)<br>ポリバケツ(ふた付き)                                                                                                                                        | 燃やせるごみの日に出す  | 1品目ごとに40ℓ分の袋を巻き付ける・貼り付ける  | ※他の品物とは一緒にしない。ごみ箱、バケツ、ポリバケツの中には何も入れない。 |
| 一輪車・自転車(16インチ以下。タイヤの直径40cm以下)<br>三輪車<br>キャリーカート(買い物用)<br>ベビーカー(1人用・折りたためるもの)<br>オープンレンジ<br>電子レンジ<br>ガスレンジ(2口)<br>扇風機<br>掃除機                                                                                    | 燃やせないごみの日に出す |                           |                                        |
| 釣竿<br>テニスラケット<br>バドミントンのラケット<br>野球のバット<br>竹刀(木刀を含む)<br>ぼうき(竹ぼうきを含む)<br>モップ<br>デッキブラシ<br>傘<br>スコップ<br>つっぱり棒<br>床掃除用ワイパー<br>(フローリングワイパーなど)<br>柄の長いコロコロ<br>(掃除用粘着テープ)<br>ゴルフクラブ<br>ゲートボールスティック<br>スキーのストック<br>杖  | 燃やせるごみの日に出す  | 1〜5点までまとめて20ℓ分の袋を「貼り付ける」  | 左記に指定されている品物でのみ組み合わせさせて出せる。            |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 燃やせないごみの日に出す | 6〜10点までまとめて40ℓ分の袋を「巻き付ける」 |                                        |

## 20ℓ分、40ℓ分とは？

5、10、20、30、40ℓいずれの袋を使用しても可。  
組み合わせて、合計ℓ数が20ℓ分、40ℓ分になるようにしてください。

【例】

5ℓ4枚で20ℓ  
5ℓ×4枚=20ℓ分

10ℓ2枚で20ℓ  
10ℓ×2枚=20ℓ分

10ℓ1枚と30ℓ1枚で40ℓ  
10ℓ+30ℓ=40ℓ分

— 以下は広告スペースです —

広告

生活全般あなたの「お悩み・お困り」は  
まずはカエル隊へご相談ください。



手が足りない方 どうしていいか困っている方  
安心しておまかせください

お見積0円

ご不要品の撤去  
遺品整理 植木の手入れ  
家事補助代行  
ペンキ塗装 買取も実施中

お家の片づけ・施設入所に関する荷づくりも承ります

合同会社カエル隊 ☎0467-77-9072

(受付時間 9:00~19:00)

綾瀬市吉岡2728  
古物商許可証452750022385号

土・日も営業中

# 粗大ごみ

戸別収集(有料・電話・インターネット申し込み制)

問い合わせ先・申し込み先:  
資源循環推進課収集係  
(046-269-1511)

## ■種類

「粗大ごみ」には「粗大ごみ」と「大型粗大ごみ」の2種類があります。

### 粗大ごみ

- 40ℓの有料指定ごみ袋に入らないもの(例外品はP.7)
  - おおむね長さが50cmを超えるもの
  - 下記の大型粗大ごみでないもの
- ※詳しくは、ごみの分別品目一覧表(P.23～36)をご覧ください。

### 大型粗大ごみ

| 品 目           | 内 容                                          |
|---------------|----------------------------------------------|
| 家庭用オルガン、電子ピアノ | キーボード型を除く                                    |
| スチール製物置       | 床面積が1.65㎡を超え、3.3㎡以下のもの、解体済みのもの               |
| ソファ           | 2人掛け以上のもの                                    |
| 畳             | 1畳の大きさのもの<br>※1回の申し込みは6枚まで                   |
| たんす、食器棚、本棚等   | いずれか一辺の長さが150cm以上(解体する場合は、解体前の大きさ)のもの。中は空にする |
| ベッド           | マットレス付きベッド、2段ベッド、ソファベッド等                     |

※業務用機器や建設廃材等の事業系粗大ごみは市では収集・処分できません。詳しくはP.22をご覧ください。  
※テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、パソコンは、市では収集処分できません。  
詳しくは、P.21をご覧ください。

## ■手数料

粗大ごみ1点500円(粗大ごみ証紙1枚)  
大型粗大ごみ1点1,000円(粗大ごみ証紙2枚)

## ■注意点

- ・収集は、電話受付の翌日から日曜日を除く3日以内です(日時の指定はできません。混雑時は日程を調整させていただくこともあります)。
  - ・1回に収集できるのは10点までです。
  - ・粗大ごみの収集立会いは不要です。
- ※インターネット申込みについては、ホームページでご確認ください。

## ■出し方

- ①品名、数量を確認する。  
※家具の場合、大きさにより手数料が異なります。  
大きさを測ってください。
- ②資源循環推進課収集係に電話で申し込む。  
☎046-269-1511  
受付時間＝月～土曜日(祝日も可) 午前8時～午後4時45分
- ③粗大ごみ証紙を必要枚数購入する。  
粗大ごみ証紙取扱店(P.37～40▲印の店舗参照)でご購入ください。
- ④粗大ごみ証紙に氏名を記入して粗大ごみに貼り付け、翌日(日曜を除く)8時30分までに自宅敷地内の排出場所を確認して出す。  
※証紙の裏紙は、収集が終わるまで保管してください。

## ふれあい収集(粗大ごみ収集)

市の職員が家の中から運び出せる粗大ごみを収集します。

### ■対象となる世帯

次の条件を2つとも満たす世帯

- ・65歳以上の方、身体に障がい(1級または2級)のある方、介護保険で要介護又は要支援の被保険者証を保持する方、療育手帳(A1またはA2)を保持する方、または精神障害者保健福祉手帳1級を保持する方のみと市が確認できる世帯
- ・粗大ごみを屋外に出すことができず、他の者の協力も受けられない世帯

※世帯内に1人でも上記条件を満たしていない方がいる場合は対象外

### ■利用の制限

次の場合には対象世帯であっても利用できません。

- ・外に運び出す際、粗大ごみの解体やドアの取り外し等をする場合
- ・引越に伴う粗大ごみの場合

### ■注意点

- ・電話受付から収集日まで日数を要します。(混雑時は1か月以上お待ちいただくこともあります。)
- ・1回に収集できるのは10点(うち大型粗大ごみは5点)までです。

### ■手数料・申し込み先

上記の粗大ごみと同じです。

## 粗大ごみなどを捨てる前に リユースのご検討を!

大和市では㈱ジモティーと協定を締結し、リユースの促進に取り組んでいます。まだ使えそうなものは、譲渡や売却をしてみませんか?



- 「ジモティー」は、登録料・手数料などが無料で投稿できる広告掲示板アプリです。
- スマホやパソコンを使って、不要となった家具や家電、雑貨等を掲示板に出品し、地元で必要としている人に譲渡・売却できるサービスです。
- 幅広い種類の物品が出品可能で、大型家具・家電などは取りに来てもらう方法もとれます。

粗大ごみなどを処分する前に、ぜひリユースをご検討ください。



詳細はこちらから、  
ジモティーの  
ホームページへ



以下は広告スペースです

広告

樹木診断  
断片  
冊子  
冊子

吉田樹木医合同会社



← 2015年9月から  
不定期でブログ  
更新しています

大和市南林間 6-31-25  
☎046-275-2288  
fax 050-3588-7505

# リサイクルステーションについて

問い合わせ先：  
資源循環推進課資源リサイクル推進係  
(046-269-7343)

大和市では、「燃やせるごみ、燃やせないごみ」は戸別収集をしていますが、地域にリサイクルステーションを設け、「資源として再利用できる廃棄物」の資源回収をしています。

## リサイクルステーションとは

リサイクルステーション(以下RS)とは、資源を出す回収場所のことです。

RSは市内に約1,400か所ありますが、道路上や公共用地、民有地の一部を利用して、指定された曜日だけ資源の回収場所として使用しています。

大部分のRSは、特別な囲い等はなく、回収日以外は何も置かれていない状態になっています。

RSの維持管理(清掃等)は、自治会が行っています。

## リサイクルステーションの種類と出せる資源

RSは、総合RSと小規模RSの2種類があります(下図看板参照)。総合RSと小規模RSでは、出せる資源が違います。

総合RSには全ての種類の資源が、小規模RSにはA資源と容器包装プラが出せます。

※なお、マンション等集合住宅によっては、居住者だけが利用できる設置者専用のRSもあります。

設置者専用RSには居住者以外は資源を出せませんのでご注意ください。

| 種別     | RS外観                                                                                | 出せる品目                                                                          |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| A資源    |    | 新聞と折り込みチラシ<br>段ボール<br>雑誌・本・その他の紙<br>布類                                         |
| B資源    |  | 紙パック<br>紙製容器包装<br>空き缶・金物類(アルミ・スチール)<br>びん類(生きびん・透明びん・色付きびん)<br>ペットボトル<br>白色トレイ |
| 容器包装プラ |  | 容器包装プラ<br>(その他プラスチック製容器包装)<br>レジ袋やマークのある容器包装<br>※汚れていないものに限る。                  |

|         |                                                                                       |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 総合RS看板  |   |
| 小規模RS看板 |  |

### 利用できる リサイクルステーションについて

市では、自治会の区域内でお住まいに近いリサイクルステーション(RS)をご利用いただくようご案内しています。

RSは、お住まいの地域の自治会が管理しています。RSは、自治会に加入してなくても利用できますが、管理を行う人がいなくなると、今まで利用できたRSが廃止になる場合もあります。

そのため、資源の出し方のマナーに注意するとともに、自治会への加入・協力をお願いします。

### リサイクルステーションはどこにある？

RSの場所は、大和市ホームページの「大和市公開型地図情報サービス」の「リサイクルステーション」を活用してご確認ください。また、スマートフォン用「大和市ごみカレンダーアプリ」からも検索できます。

### 資源を出すときにはルールを守ってください

RSには、資源以外は出せません。間違った出し方をした資源は、ルール違反のシールを貼り回収しません。なお、資源を回収日夜に出すと、缶やびんの音で近隣の人の迷惑になるほか、資源の持ち去りや強風による資源の飛散の原因となります。資源は必ず回収日当日の朝に出してください。

以下は広告スペースです

一生懸命  
ただ、それだけです。

外壁塗装・屋根塗装・増改築・リフォーム 専門店  
**株式会社 ウイングビルド**  
0120-45-7775  
リフォーム室 神奈川県藤沢市深谷中 8-1-12  
新設 神奈川県大和市深谷 1-9-11  
アパート・マンション・店舗も実績多数!  
大型の工場やタンクまで対応しています。

PayPay au PAY

多くの市民が利用しています

公営 **大和斎場**

(ベースプラン) 事前相談・資料請求価格

|         |              |
|---------|--------------|
| 直葬(火葬式) | 174,900円(税込) |
| 一日葬     | 328,900円(税込) |
| 二日葬     | 438,900円(税込) |

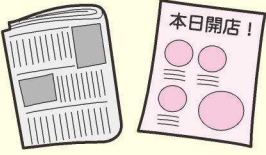
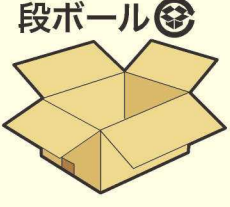
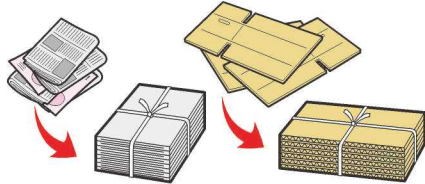
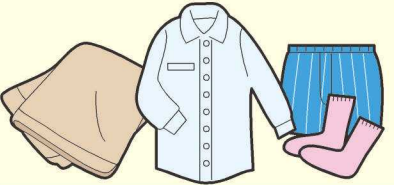
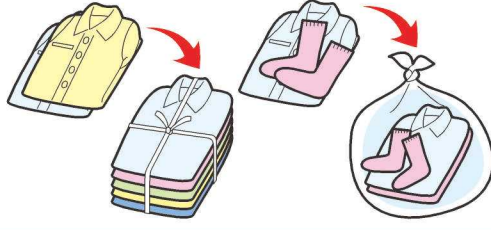
※別途、火葬料金1万円がかかります。

ししくらセレモニー  
ご葬儀相談センター

株式会社ししくらセレモニー  
大和市大和東3-5-5  
☎046-289-2828

- 回収当日の朝、**午前8時30分まで**にリサイクルステーションへお出してください。
- 祝日でも回収します。
- 毎月29日・30日・31日の回収はありません。**
- リサイクルステーションについては、P.9を参照



| 品 目                                                                                                                                                                                                                                                                  | 出し方                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 注 意 点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>新聞と折り込みチラシ</b><br><br><b>段ボール</b> <br>※段ボールとは断面が波状のもの                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「新聞と折り込みチラシ」・「段ボール」は、別々にひもで十字にしる。</li> <li>●「新聞と折り込みチラシ」を新聞保存袋で出す場合でも、必ず上からひもで十字にしる。</li> <li>●「段ボール」の留め金、梱包されていたテープは取らなくてよい。</li> <li>●「段ボール」は1枚でも十字にしる。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●新聞保存袋は紙製のものに限り（ビニール製不可）。</li> <li>●新聞保存袋には「新聞と折り込みチラシ」以外の物を入れない。</li> <li>●ガムテープで梱包はしない。</li> </ul> <div>  <b>付着物があり不衛生な場合は、燃やせるごみ。</b> </div>                                                     |
| <b>雑誌・本・その他の紙</b><br>（その他の紙とは…ポスター、カレンダー、パンフレット、学校のプリント、テスト、はがき（写真入り、圧着はがきは除く）、紙封筒（窓空き部分は切り取る）、ノート、画用紙、トイレトペーパー・ラップの芯など）<br>                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●雑誌・本は必ずひもで十字にしる。</li> <li>●紙以外の物を取り除く（ホチキス針は可）。</li> <li>●その他の紙は、ひも等でしるるか、紙袋に入れてひもでしるるか、封筒等に入れて雑誌の間にはさむ。</li> </ul>                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●ガムテープで梱包はしない。</li> <li>●シュレッダーで裁断された紙は<b>燃やせるごみ</b>。</li> <li>●半紙、障子紙、紙おむつ、アルバム、写真、紙皿、感熱紙、カーボン紙、ノーカーボン紙、シール、写真付きはがき、圧着はがきなどは<b>燃やせるごみ</b>。</li> </ul> <div>  <b>付着物があり不衛生な場合は、燃やせるごみ。</b> </div> |
| <b>布類</b><br>（洋服、肌着、靴下、ワイシャツ、タオル、シーツ、毛布、カーテン、毛糸のセーター、端切れ、反物など）<br><b>毛糸玉は燃やせるごみ</b><br>                                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>●洗って、乾かす。</li> <li>●ひもで十字にしるるか、透明または半透明の袋（レジ袋可）に入れる。</li> </ul>                                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●袋の中には布類以外の物を入れない。</li> <li>●衣服のボタン、ファスナー等は取らなくてよい。</li> <li>●布団、座布団、綿入り・羽毛入り・革製の衣類、ぬいぐるみ、カーペット、マットは有料指定ごみ袋に入れば<b>燃やせるごみ</b>、入らなければ<b>粗大ごみ</b>。</li> </ul>                                                                                                                             |
| <div>  <b>布類はぬれるとカビが生えて資源にならないので、雨の日には出さないでください。</b> </div> <div> <ul style="list-style-type: none"> <li>●袋に入れても雨の日には出さないでください。</li> <li>●地面がぬれている場合も出さないでください。</li> </ul> </div> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

以下は広告スペースです

広告 2025年をもちまして  
おかげさまで創業30年

「想い」をカタチに 安心のお住まいを



新築・リフォーム・防音工事 お気軽にご相談ください。



有限会社 **シバホーム**

シバホーム 検索 <http://shiba-home.com>  
[mail@shiba-home.com](mailto:mail@shiba-home.com)

神奈川県知事許可(般-4)第60444号

〒242-0001 大和市下鶴間 2844-9

**TEL.046-275-4098**